

# 新潟県木材業者・製材業者登録規程

平成 15 年 4 月 1 日制定  
平成 16 年 4 月 1 日一部改正  
平成 20 年 4 月 1 日一部改正

## (総則)

第 1 条 木材業者・製材業者登録の実施は、木材業者・製材業者登録規約(以下「規約」という。)に定めるほか、この規程に定めるところによる。

## (定義)

第 2 条 規約における木材業者・製材業者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 所有者の委託又は請負等によって、素材の生産又は製材をするもの
- (2) 立木を購入し、立木のまま販売又は素材を生産して販売するもの
- (3) 素材を購入し、素材のまま販売又は賃挽き等により製材品を生産若しくは販売するもの
- (4) 素材から製材品を生産し販売するもの及び製材品を購入し、販売するもの
- (5) 所有者の委託又は素材を生産する者、若しくは製材工場等製材品を生産する者の委託により、素材及び製品を販売するもの
- (6) 機械設備をもって素材から、規約第 2 条第 1 項に規定する特殊用材を生産若しくは販売するもの

## (書類の提出期限)

第 3 条 規約第 4 条第 1 項に規定する登録又は申請書及び第 7 条第 1 項に規定する登録の変更は次のとおりとする。

- (1) 登録申請書は事業開始 30 日前及び更新の申請書は有効期間満了日の前までに提出するものとする
- (2) 登録の変更等の届出書は、変更の生じた日から 20 日以内に提出するものとする

## (登録申請書等の様式)

第 4 条 申請書等の様式は次のとおりとする。

- (1) 登録申請書別記第 1 号様式(更新の登録申請書も同一とする)
- (2) 登録簿 別記第 1 号一②様式(登録簿様式)
- (3) 登録証 別記第 2 号様式
- (4) 登録事項変更届 別記第 3 号様式
- (5) 事業廃止・死亡・解散届 別記第 4 号様式

(6)事業休止・再開届 別記第 5 号様式

(7)紛失届 別記第 6 号様式

(登録料の納付方法)

第 5 条 規約第 6 条の規定による登録料及び登録証再交付、及び登録証明書手数料は申請を行うとき、現金により納付しなければならない。

(申請書等書類の提出)

第 6 条 申請者は、この規程第 4 条に定める登録申請書、登録証再交付申請書、変更届等は、申請者が所属する地域木材組合(協会)に提出するものとする。

但し、申請者が、地域木材組合(協会)未加入者等員外者についても同様手続きによるものとする。

2. 申請者が 2 以上の営業所等(工場)を有する場合は、主たる営業所において、その地域の木材組合(協会)に提出するものとする。

3. 登録申請書を受理した地域木材組合(協会)は、速やかに申請書の内容を確認し、1 通を新潟県木材組合連合会に提出し、1 通は地域木材組合(協会)に保存する。

(登録等の取扱い)

第 7 条 新潟県木材組合連合会は、地域木材組合(協会)の代表者より登録申請書を受理したときは登録簿に登録するとともに、登録証を申請者に所属する地域木材組合(協会)を通じ交付する。

(登録申請書の受付、及び初回時の有効期間)

第 8 条 登録申請書は随時受け付けることとするが、原則登録有効期間は 9 月 1 日を基準日として有効期間 2 ヶ年とする。なお基準日を過ぎて登録したものの有効期間は登録証発行日より 2 ヶ年とする。